

# 危機を支える教育相談システムの構築に関する研究

## —危機事態に備える簡易マニュアルの作成—

坂田 和子\* 木下 かおり\*\*

Establishing a school counseling system including support the crisis  
— A basic manual for crisis —

Kazuko SAKATA and Kaori KISHITA

### 概要

本研究では、学校コミュニティの危機について概観し、それらを支える教育相談システムの構築について検討した。危機事態においては、通常のエデュケーションシステムに加えた支援が必要になるため、その際に必要な簡易マニュアル（携帯用）を作成することで共通の動きや新たに発生する案件について対応が確認できるよう工夫した。最後に、とりわけ教育相談を包括する生徒指導について、主事が配置されていない小学校における危機の対応について議論した。

キーワード：危機、教育相談、発達

### I. 問題

近年、幼児児童生徒を取り巻く社会、自然、制度、経済等環境が大きく変わりつつある。いつ何時危機事態に遭遇するかわからない時代を迎えている（小谷，2014）。

危機状態について、Caplan（1961）は「人生上の重要目標が達成されるのを妨げられる事態に直面した時、習慣的な課題解決法をまず始めに用いてその事態を解決しようとするが、それでも克服できない結果発生する状態」と定義している。危機とはそもそも「危」という危険と、機という「転機」の両価性の意味を有しており、その対応によって、結果が変わっていく。

とりわけ、学校コミュニティにおける危機は、個人の発達の側面、個人を取り巻く環境の側面、学校という集団の側面、学校を取り巻く地域という側面などが複雑に関係していることから、それらの対応については、予防を含め検討がなされている。

これら日常生活に影響を与える危機について、林（2012）は、災害や事件・事項に伴う学校コミュニティの危機について、児童生徒のこころケアに関するシステムティックな実践について取り上げている。アメリカ合衆国やイギリスでは、1990年代から（渡辺，2013）、本

邦においても自然災害を契機に先進的取り組みのモデルが示されているが、実際の問題としての認識ならびに稼働力という点では、スクールカウンセラーを含めた学校教育関係者、行政（教育委員会等）で十分に共有されているとはいえないことを指摘している。

坂田・宇土・江口・山田・木下（2010）は、教育相談システムについて、高等学校を対象に学校教育相談を生徒指導と人権感覚との関連から概観し、教員養成段階における教育相談の位置づけについて確認している。そして、それぞれの職種や校務運営組織、校務分掌上の立場を理解した上で支援を円滑に行うために、校長のリーダーシップの下、教諭とスクールカウンセラーの実働システムの構築を検討し、既存組織の枠組みからの再編成を行っている。その結果、学校生活ならびに学校教育活動全体の中で密接な情報共有・行動連携が行われ、校務分掌の各部署の機能を生かした学校教育相談システムが構築され実働性が高まったことを報告している。

教育相談は、「生徒指導の一環として位置づけられるものであり、しかもその中心的役割を担うものである」（文部省，2000）と生徒指導との関連が明示されている。すなわち、教育相談システムを幼児児童生徒のために活用するためには、教育相談の組織上の位置づけを明確にし、生徒指導の一環として協働していくことが前提とな

\*福岡女学院大学

\*\*福岡市立西陵高等学校

る。

危機事態においては、近年の状況を踏まえ、各教育委員会を中心とした対応マニュアルが作成されている（参考文献参照）。これらはそれぞれの教育委員会で検討され、校務分掌上の役割や連携について記載されているものが多い。しかしながら、学校コミュニティに影響を与え、機能不全に陥る状況においては、それらのマニュアルを確認しながら進めることは時間的に難しい場合が出てくる。

本研究では、教育相談システムの構築を進め実働性が増している高等学校を対象に、危機に備える支援体制づくりを検討し、実際に起こる危機の混乱を最小限にするためのマニュアル、とりわけ混乱の際にリマインドできる簡易版を作成することを目的とする。

## II. 方法

**生徒支援経路図の作成**：F 県内市立高等学校の教育相談に関わる教諭ならびに養護教諭を中心に、福岡県臨床心理士会（2005）の緊急支援の流れを中核として、フローチャートを作成した。また、危機となる事件・事故についても福岡県臨床心理士会（2005）を参考に、新たな項目を加えて表記した。

**危機事態におけるチェック表**：実際起こった危機事態でみられた混乱事項を挙げ、生徒支援経路図と同時に確認できるよう整理した。項目は、生徒だけでなく、教職員も支援対象になることを意識化するための項目、関係機関ならびに外部対応（主に警察ならびに報道関係）、会議の流れ、保護者対応、葬儀参列等の5つの大項目の計11項目となった。項目の詳細は以下のとおりである。

- ①生徒・教職員への支援の柱、支援対象、危機的体験から回復への過程（上地，2003を改変）
- ②覚書1（マスメディア対応、警察対応）
- ③覚書2（緊急会議・職員会議、全校集会・学年集会、クラス集会、個別対応）
- ④保護者対応（文書化含む）
- ⑤葬儀参列の留意点

生徒支援経路図ならびに危機事態におけるチェック表について、教育相談委員会（構成メンバー：学校長、副校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、各学年主任、人権教育推進担当、養護教諭）で確認し、修正を加え、最終的に1枚の用紙に記載し、教職員が危機事態において携帯できるようにした（資料1）。

## III. 考察ならびに課題

学校において、幼児児童生徒の生活と学習を主に支えているのは教職員である。教職員は、それぞれが様々な人間観、発達観、教育観などをもち教育活動を展開している。通常の生徒指導ならびに教育相談であれば、情報

共有・行動連携が可能であっても、危機事態においては、先の見通しが難しいことからメタ的に進めていくことが困難になる。その結果、初期対応の誤りや遅れが出てくる。校内組織や運営組織が機能している場合においても危機事態への対応は単純に進むものではない。

また、中学校は、生徒指導に関して、主事の法的位置付けがあり、生徒指導主事を核とした教育相談体制が組みやすい。学校教育法施行規則第70条第1項に「中学校には、生徒指導主事を置くものとする。」とあり、同条第3項に「生徒指導主事は、指導教諭又は教諭をもって、これに充てる。」、第4項に「生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。」と身分や業務内容について規定されている。

また、高等学校や特別支援学校等においても、学校教育法施行規則第104条第1項、第135条第4項及び第5項に、中学校における第70条に規定する内容を準用すると示されている。

このように、中学校、高等学校、そして特別支援学校等には、生徒指導主事の位置付けがあるが、小学校については、生徒指導主事に当たる職の規定がない。学校教育法施行規則第47条の「・・・のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。」という規定を受け、小学校の校務分掌に生活指導部及び生活指導主任、生徒指導主任を配置しているのが現状である。

文部科学省（2001）は、生徒指導の組織形態について、「独立型」「他の部等への所属型（多くは生徒指導部）」「専門委員会型」を挙げており、各形態の長短所を次の通り指摘している。「独立型」は、長所として教育相談独自の考え方に基づいて運営できるが、短所として他の部署との連携がうまくいかなければ危機介入の機動性に欠ける。「他の部等への所属型」は、長所として教育相談は生徒指導の一環という考えに立った理念として望ましい。「専門委員会型」は、長所として組織間の共通理解が得やすく、相談係の担当者が個別の対応に専念でき効果的である場合が少なくないが、短所として他の部門との兼任者が多いため、定例会議が開催しにくい。このように、いずれの形態も長短所があるため、各校の実態に即して柔軟な形態をとることが機動性を高めることになる（坂田ら，2010）。

本研究における危機を支える教育相談システムは、危機介入の機動性が高い組織形態であることに加え、情報連携ならびに行動連携を行うことを目的に進んでいる。その場合であっても、危機事態では混乱が生じる。したがって、小学校における主事不在の組織においては、より意識して危機事態に備える必要がある。

生徒指導提要（2011）では、学校種別にみた生徒指導部の位置付けにおいて、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校など、学校種によって学校の置かれた状況や背景、人事構成の違いなどから指導体制が異なってくる

こと述べている。とりわけ小学校について、「小規模校化が一層進み、各学年単学級で構成している学校も少なくない状況にあります。児童の生活が荒れ始め指導困難な状況となっても、学年が単学級の場合、担任一人ではなす術がなく、対応に苦慮していることも少なくないのです。小学校の6年間を低学年、中学年、高学年と、2年ごとの三つの集団に分けて、それに専科の教員や養護教諭、スクールカウンセラー、管理職などを配置して組織的対応ができる体制づくりを進めていくことも大切です。また、生徒指導主事（小学校では生活指導主任という名称で呼ぶ場合が多い）は教員をもって充てることになっており、他の学年の学級担任・ホームルーム担任あるいは専科の教員が担当することとなりますが、当該教員に業務が集中することがないよう、全校的視点に立って人選と校務分掌組織の業務分担を決めていくことが大切です。小学校では、生徒指導主事の果たすべき役割が大きく、学級の問題を全体の問題としてとらえ、全校指導体制を構築するために中心的役割を担っているのです。」と書かれている。

本研究で作成した簡易マニュアルは、危機事態に活用できるよう工夫がなされている。いずれの組織においても活用できるよう期待したい。

#### 【引用文献】

- 1) Caplan, G. (1961). An Approach to community Mental Health. Crune & Stratton.
- 2) Frederick J. Jr. Stoddard., Craig L. Katz., & Joseph P. Merlino. (2010). Hidden impact: What You Need to Know for the Next Disaster: a Practical Mental Health Guide for Clinicians (2010). (小谷英文監訳、東日本大震災支援合同チーム訳「最新 大災害メンタルヘルスケアガイド 不測の衝撃 危機介入に備えて知っておくべきこと」金剛出版, 2014)
- 3) 林幹男 (2012). 学校危機における緊急支援と児童生徒のこころのケア 福岡大学研究部論集. B, 社会科学編 **5**, 1-6.
- 4) 福岡県臨床心理士会 (編) (2005). 学校コミュニティへの緊急支援の手引き
- 5) 文部科学省 (2001). 少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議報告「心と行動のネットワークー心のサインを見逃すな、『情報連携』から『行動連携』へー」
- 6) 文部科学省 (2007). 教育相談等に関する調査研究協力者会議報告「児童生徒の教育相談の充実についてー生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり」
- 7) 文部科学省 (2011). 生徒指導提要 教育図書
- 8) 文部省 (1990). 『学校における教育相談の考え方・進め方

(中学校・高等学校編) <生徒指導資料 第21集・生徒指導研究資料第15集>』大蔵省印刷局.

- 9) Pitcher, D. Gayle & Poland, Scott (1992). Crisis intervention in the schools., Guilford Press, (上地安昭・中野真寿美訳「学校の危機介入」金剛出版, 2000)
- 10) 坂田和子・宇土健治・江口武俊・山田耕史・木下かおり (2010). 学校教育相談システムの構築ならびに校種間連携に関する研究 福岡女学院大学紀要人間関係学部編, **11**, 7-14.
- 11) 上地安昭 (2003). 教師のための学校危機対応実践マニュアル 金子書房
- 12) 渡辺弥生 (2013). 学校危機予防教育の流れと展望ーアメリカでの取り組みー 法政大学文学部紀要, **67**, 57-70.

#### 【参考文献】

- 1) 岩手県教育委員会 (2012). 教育委員会危機管理マニュアル 改訂版 [https://www.pref.iwate.jp/dbps\\_data/\\_material/\\_files/000/000/007/070/manual.pdf](https://www.pref.iwate.jp/dbps_data/_material/_files/000/000/007/070/manual.pdf) (2015年12月18日)
- 2) 京都府教育委員会 (2010). 本校の危機管理マニュアル <http://www.kyoto-be.ne.jp/hotai/kikikanri.pdf> (2015年12月18日)
- 3) 三重県教育委員会 (2015). 学校管理下における危機管理マニュアル事象別危機管理の要点 <http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/hokenko/hoken/gakkoanzen/kikikanri.html> (2015年12月18日)
- 4) 長野県教育委員会 (2015). 学校危機管理マニュアル 作成の手引き <http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/hokenko/hoken/gakkoanzen/kikikanri.html> (2015年12月18日)
- 5) 長崎県教育委員会 (2005). 学校における安全管理の手引ー児童等の大切な生命を守るためにー <https://www.pref.nagasaki.jp/edu/info/pdf/manual.pdf> (2015年12月18日)
- 6) 岡山県教育委員会 (2014). 危機管理マニュアル [http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/369740\\_2038576\\_misc.pdf](http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/369740_2038576_misc.pdf) (2015年12月18日)
- 7) 島根県教育委員会 (2013). 学校危機管理の手引ー危機管理マニュアル作成のためにー (改訂版) <http://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/anzen/anzen/anzenkeikaku.data/gakkoukikikanri-h25.8kaitei.pdf> (2015年12月18日)
- 8) 東京都教育委員会 (2013). 学校危機管理マニュアル <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/soumu/kikikanri.htm> (2015年12月18日)
- 9) 山口県教育委員会 (2011). 山口県教育委員会危機管理マニュアル [http://shien.ysn21.jp/contents/teacher/kyouikudb/seisaku/apd1\\_2\\_2011020311101835.pdf](http://shien.ysn21.jp/contents/teacher/kyouikudb/seisaku/apd1_2_2011020311101835.pdf) (2015年12月18日)

資料1 簡易マニュアル（支援経路図）

